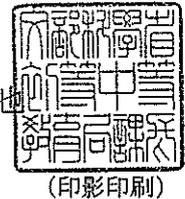




29初健食第19号
平成29年8月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷卓



学校給食衛生管理基準の取扱いについて（通知）

平成29年6月16日付けで、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長から各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長宛てに、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号）の改正について通知されています。

ついでには、大量調理施設衛生管理マニュアルの改正の趣旨を踏まえ、下記のとおり学校給食における衛生管理の徹底を図ってくださるようお願いいたします。

また、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会並びに所管の学校及び共同調理場に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学法人におかれては、管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、学校設置会社等に対し周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）第3の1（2）②の食品納入業者については、大量調理施設衛生管理マニュアルⅡの1.（3）も参考に、衛生管理の状況を確認すること。
- 2 学校給食衛生管理基準第3の1（4）①二の生野菜の使用に当たっては、大量調理施設衛生管理マニュアルⅡの1.（6）も参考に洗浄等を行うこと。
- 3 学校給食衛生管理基準第4の1（3）二の学校給食従事者の検便については、大量調理施設衛生管理マニュアルⅡの5.（4）③も参考に、ノロウイルスの検便検査に努めること。

4 学校給食従事者が施設内で調理された給食を喫食することは、自ら調理した給食を児童生徒とともに食べることによって、調理者としての責任を自覚し、給食内容の改善と食育の推進に資するものであることから、当該施設内で喫食することが望ましいが、試食担当者を限定するなど食中毒が発生した場合の原因究明に支障を来さない措置を講じること。なお、調理員が少数の場合等、試食担当者を限定することにより給食の円滑な実施に支障が生じる場合はこの限りではないが、いずれの場合においても、毎日の健康調査及び月2回以上の検便検査の措置を講じること。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話：03(5253)4111（内線2694）

FAX：03(6734)3794

E-mail：shoku@mext.go.jp